

					整理番号		
		診療科目	科住所		氏名		
1.収入金額の内訳							
社会保険診療報酬			診療件数	診療実日数	決定点数	収入金額 診療報酬当座口払込額 診療報酬窓口収入金額	
	① 基金受ける事務所から診療報酬を酬	一般社会保険	件	日	点		
		生活保護法					
		精神保健福祉法					
	② 国民健康保険診療報酬	国民健康保険法					
		高齢者医療確保法					
		小計					
	③ 介護報酬						
		小計					
	④ その他						
		小計					
	⑤ 計 (①+②+③+④)			①		①	円
	自由診療の収入等	一般の自由診療		件	日		円
労働者災害補償保険診療							
公害健康被害補償診療							
自動車損害賠償責任保険診療							
高齢者医療確保法							
⑥ 計 (雑収入は下の欄に書きます。)			①		①		
雑収入						円	

2.自由診療割合の計算	
この計算は、租税特別措置法第26条の規定の適用に当たり、自由診療収入に係る所得計算を行う際に、自由診療と社会保険診療のいずれに係る経費であるか明らかではない経費を合理的に区分するために自由診療割合を算出するものです。	
自由診療割合は、次の(1)又は(2)のいずれかの方法により算出してください。	
(1) 診療実日数による割合	
自由診療実日数(⑩)	(日)
総診療実日数(⑩+⑪)	(日)
$\frac{\text{自由診療実日数(⑩)}}{\text{総診療実日数(⑩+⑪)}} \times 100 = \boxed{\text{⑦}} \%$	
(2) 収入による割合	
自由診療収入(⑫)	(円)
総診療収入(⑫+⑬+⑭)	(円)
$\frac{\text{自由診療収入(⑫)}}{\text{総診療収入(⑫+⑬+⑭)}} \times 100 \times \text{調整率} = \boxed{\text{⑧}} \%$	

記載要領

所得税青色申告決算書(一般用)付表《医師及び歯科医師用》

所得税青色申告決算書(一般用)付表《医師及び歯科医師用》は、医業又は歯科医業を営む青色申告者の方が収入金額の内訳を記載し、租税特別措置法第26条に規定する社会保険診療報酬の所得計算の特例を適用する場合は、いわゆる措置法差額（租税特別措置法第26条の規定による必要経費の金額と保険診療分の実際の必要経費の差額）を算出するために使用します。

ただし、社会保険診療報酬が5,000万円を超えた場合又は医業及び歯科医業から生ずる収入金額が7,000万円を超えた場合は、租税特別措置法第26条の規定を適用できないのでご注意ください。

この付表は青色申告決算書（一般用）とともに申告書に添付して提出してください。

1 収入金額の内訳

- (1)「社会保険診療報酬」欄
- 社会保険診療報酬については、請求先(社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会)ごとに、診療件数、診療実日数、決定点数及び振込額(税引前)を記載します。
- 「①基金事務所から支払を受ける社会保険診療報酬」欄には、生活保護法、精神保健福祉法(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)等のそれぞれの適用を受けているものを記載します。ただし、一般社会保険、国民健康保険又は介護保険と併用している場合には、一般社会保険、国民健康保険又は介護保険のそれぞれの欄に記載します。
 - 「②国民健康保険診療報酬」欄には、高齢者医療確保法(高齢者の医療の確保に関する法律)等の適用を受けているものを記載します。
 - 「④その他」欄には、①～③に当てはまらないものを記載します。
 - 「診療実日数」は、外来患者の場合には通院の日(回)数、入院患者の場合には入院した日数を記載します。ただし、同一患者が1日2回通院する場合であっても1日(回)として計算します。また、同一の患者に対して同じ日に自由診療と社会保険診療を行った場合には、それぞれの診療実日数として加算します。
 - 「診療報酬当座口払込額」欄には、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額控除前の金額を、また、「診療報酬窓口収入金額」欄には、社会保険診療報酬のうち患者から窓口で収入すべき金額を記載します。窓口収入の全部又は一部について、未収又は受け取らないこととしたものがある場合でも、「収入すべき金額」として収入金額に含めて記載します。

- (2)「自由診療の収入等」欄
- 診療収入等のうち、社会保険診療報酬の対象とならないものについて、診療件数、診療実日数及び収入金額を記載します。
- 「一般の自由診療」欄には、一般の自由診療収入のほか、室料差額収入、健康診断料(人間ドック、生命保険会社との契約による診断料)、

母子保健法に基づく検診料、介護保険法に基づく主治医意見書作成料などを、また、「高齢者医療確保法」欄には、高齢者医療確保法に基づく特定健康診査の検診料、特定保健指導の指導料を記載します。

- (3)「雑収入」欄
- 医業に関連して生ずる次のような収入は、事業所得の雑収入となりますので、その合計額を記載します。
- ①貸与寝具、貸与テレビ、洗濯代等
 - ②医薬品の仕入れリベート
 - ③患者からの謝礼金等
 - ④電話使用料、自動販売機等の手数料
 - ⑤治療器具等の販売収入
 - ⑥地方自治体から支給される休日夜間診療等の嘱託料
- なお、これらの収入金額は、「医業及び歯科医業から生ずる収入金額」には含まれません。

2 自由診療割合の計算

- この計算は、租税特別措置法第26条の規定を適用するに当たり、自由診療と社会保険診療のいずれに係る経費か明らかではない経費のうち、自由診療に係る部分を合理的に算出するために、診療実日数又は収入金額を用いて自由診療割合を算出するものです。
- ただし、同一の原価によって診療が行われた場合でも、一般に自由診療の方が社会保険診療よりも単価が高いため、自由診療収入による割合を用いる場合は、収入割合に以下の調整率を乗ずるにより、自由診療割合を算出します。
眼科・外科・整形外科:80%
産婦人科・歯科:75%
上記以外(美容整形を除く.):85%
- 自由診療割合(%)は少数点以下第3位まで算出し、第3位を四捨五入します。
(例) 15.827%→15.83%

3 必要経費の内訳

この計算は、社会保険診療報酬と自由診療収入の両方がある方で、租税特別措置法第26条の特例の適用を受ける場合に、自由診療に係る必要経費の金額及び「措置法差額(租税特別措置法第26条の規定による必要経費の金額と保険診療分の実際の必要経費の差額)」を算出するために行います。

自由診療と社会保険診療に共通する必要経費の総額を計算します。

自由診療分と社会保険診療分とに明確に区分できる経費とは次のようなものをいいます。
(1) 事業税(自由診療分)
(2) 第三者に委託したレセプト請求費用(社会保険診療分)
(3) 未収金を個別管理している場合の貸倒損失等

<青色申告決算書(一般用) 2 ページ>

○貸倒引当金繰入額の計算 (この計算に当たっては、「決算の手引き」の「貸倒引当金」の項を読んでください。)

	金	額
個別評価による本年分繰入額 〔「個別評価による貸倒引当金に関する明細書」の①欄の金額を記入してください。〕	①	
一括評価による本年分繰入額 〔「一括評価による貸倒引当金に関する明細書」の②欄の金額を記入してください。〕	②	
本年分繰入限度額 (②×5.5%(金融業は3.3%))	③	
本年分繰入額	④	
本年分の貸倒引当金繰入額 (①+④)	⑤	

【措置法差額の計算】

社会保険診療に係る必要経費は、実際の必要経費によらず、租税特別措置法第26条の規定により計算した金額を必要経費とすることができます。

社会保険診療報酬が5,000万円を超える場合又は医業及び歯科医業から生ずる収入金額が7,000万円を超える場合は、この方法は選択できません。

この方法によって計算した必要経費の金額と実際の必要経費との差額(措置法差額)がある場合は、実際の所得金額から控除することとなります。

3. 必要経費の内訳

(1) 自由診療分

イ 一般経費分

原価及び経費の総額(決算書の「損益計算書」の⑩+⑪) 円 - 自由診療分と社会保険診療分とに明確に区分できる経費の総額 ⑩ 円 × 自由診療割合(表面の⑦又は⑧) % + 左の⑩のうち自由診療分に係る経費の金額 円 = 自由診療分の実価及び経費の合計額 A 円

(注) ⑩の欄には、事業税のようにいずれの収入に係る経費であるかの区分が明らかな経費の総額を記載します。

ロ 特典経費分

(イ) 専従者給与

専従者給与の金額(決算書の「損益計算書」の⑫) 円 × 自由診療割合(表面の⑦又は⑧) % = 自由診療分の専従者給与の金額 B 円

(ロ) 一括評価による貸倒引当金繰入額

12月31日現在の自由診療分の一括評価による貸倒引当金繰入額の合計額 円 × 55 / 1,000 = 自由診療分の一括評価による貸倒引当金繰入額 C 円

(ハ) 退職給与引当金勘定への繰入額

退職給与引当金勘定への繰入額 円 × 自由診療割合(表面の⑦又は⑧) % = 自由診療分の退職給与引当金勘定への繰入額 D 円

(注) 個別評価による貸倒引当金繰入額等のある方は、税務署にお尋ねください。

(2) 保険診療分

イ 一般経費分

原価及び経費の総額(決算書の「損益計算書」の⑩+⑪) 円 - 自由診療分の実価及び経費の合計額(Aの金額) 円 = 社会保険診療分の実価及び経費の合計額 E 円

ロ 特典経費分

専従者給与の金額(決算書の「損益計算書」の⑫) 円 - Bの金額 円 + { 退職給与引当金繰入額 円 - Dの金額 円 }

+ { 一括評価による貸倒引当金繰入額(決算書の「貸倒引当金繰入額の計算」の④) 円 - Cの金額 円 } - { 一括評価による貸倒引当金繰入額 円 - 自由診療分の一括評価による貸倒引当金繰入額 円 } = 社会保険診療分の特典経費の合計額 F 円

(注) 赤字の場合は0とする。

(3) 租税特別措置法第26条の規定による社会保険診療分の経費の額

右の速算表から社会保険診療報酬の金額に応じた⑩率及び⑪加算額を次の算式に当てはめて計算してください。

社会保険診療報酬(表面の⑩+⑪) 円 × 速算表の⑩率 % + 速算表の⑪加算額 円 = 租税特別措置法第26条の規定による必要経費の金額 G 円

(4) 社会保険診療分の経費と租税特別措置法第26条による金額との差額

租税特別措置法第26条の規定による必要経費の金額(Gの金額) 円 - 社会保険診療分の実価及び経費と特典経費の合計額(E+Fの金額) 円 = 差額 H 円

(注) Hの金額を決算書の「損益計算書」の「所得金額⑬」欄の下之余白に「措置法差額〇〇〇円」と記載し、その金額を控除して所得金額を計算し、記載してください。

併せて、申告書B第二表の「○ 特例適用条文等」欄に「措法26」と記入してください。

この場合、青色申告特別控除の限度額は、租税特別措置法第26条の適用を受けた所得を除いたところで計算しますのでご注意ください。(この計算に当たっては「記載要領」を読んでください。)

【速算表】

社会保険診療報酬	概算経費額
2,000万円以下	⑩率 72% ⑪加算額 1円
2,500万円超 3,000万円以下	70% 500,000円
3,000万円超 4,000万円以下	62% 2,900,000円
4,000万円超 5,000万円以下	57% 4,900,000円

【特典経費分】

青色申告者だけに認められている専従者給与の金額及び退職給与引当金勘定への繰入額についても、自由診療に係る分について自由診療割合に基づき算出します。

また、一括評価による貸倒引当金繰入額については、12月31日現在の貸金額に基づき自由診療に係る分を区分します。

算出した措置法差額については、決算書「損益計算書」1ページの「所得金額⑬」欄の下之余白に「措置法差額〇〇〇円」と記載してください。

また、申告書B第二表の「○ 特例適用条文等」欄に「措法26」と記載してください。

<申告書B第二表>

					⑭ 扶養控除
					個
					個
					個
○ 特例適用条文等					
措法26					

○ 事業専従者に関する事項

事業専従者の氏名	個人番号	続柄
		明・大昭・平
		明・大昭・平

【青色申告特別控除額の計算】

租税特別措置法第26条を適用した場合、青色申告特別控除額の計算の基礎となる事業所得の金額には、社会保険診療につき支払を受けるべき金額に対応する金額は含まれませんので、次の算式を用いて、青色申告特別控除額の計算を行ってください。

措置法差額控除後の事業所得の金額(決算書の「損益計算書」の⑬-措置法差額) 円 - { 社会保険診療報酬(付表面の⑩+⑪) 円 - 基礎となる事業所得の金額 (I) 円 }

租税特別措置法第26条の規定による必要経費の金額(付表裏面Gの金額) 円 = 青色申告特別控除額の計算の基礎となる事業所得の金額 (I) 円

(I)の金額を決算書2ページの「青色申告特別控除額の計算」の⑦へ記載し、青色申告特別控除額を計算してください。

<青色申告決算書(一般用) 2 ページ>

○青色申告特別控除額の計算(この計算に当たっては、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。)

	金	額
本年分の不動産所得の金額(青色申告特別控除額を差し引く前の金額)	⑥	(赤字のときは0) 円
青色申告特別控除前の所得金額(1ページの「損益計算書」の⑬欄の金額を書いてください。)	⑦	(赤字のときは0)
65万円の青色申告特別控除を受ける場合	65万円と⑥のいずれか少ない方の金額(不動産所得から差し引かれる青色申告特別控除額です。)	⑧
上記以外の場合	10万円と⑥のいずれか少ない方の金額(不動産所得から差し引かれる青色申告特別控除額です。)	⑧
の場合	青色申告特別控除額(「10万円-⑧」と⑦のいずれか少ない方の金額)	⑨

いずれかの金額

租税特別措置法第26条を適用した場合には、上記【青色申告特別控除額の計算】欄を使用して算出した青色申告特別控除額のほか、措置法差額を差し引いた後の金額を記載してください。